

近世本願寺坊主身分の一考察

草野 顯之

一	はじめに.....	一〇七
二	「定衆御堂衆座論之事」.....	一〇八
三	「定衆御堂衆座論之事」の内容.....	一一三
四	戦国期における定衆と御堂衆.....	一二八
五	近世の定衆と御堂衆.....	一三〇
六	本願寺教団の教団編制原理.....	一三五
七	むすび.....	一三八

近世本願寺教団の組織や制度に関する研究は、さほど多いとは言えない。個別的な研究はいくつか見られるものの、体系的にまとめられたものは、千葉乗隆氏の『真宗教団の組織と制度』を知るのみである<sup>②</sup>。

同書において千葉氏は、近世初頭における仏教教団一般に見られる教団の組織化・制度化の契機について、江戸幕府の小農民自立策によって生れた檀家制度に対応する形で「道場の寺院化、新寺の造建」が増え、その統制のために、幕府の寺院法度に規制されるかたちで、本末制や触頭制や寺格堂班制等の諸制度が生れたと説明する。すなわち、氏において仏教教団の近世の変容の契機は、おしなべて幕府権力の政策に還元されることになり、真宗本願寺教団の場合もその例外ではなかったこととなる。

これに対し大桑斉氏は、近世初頭において仏教は、「幕藩制国家形成過程との対応において、自律的に教団形成の途を選択した」のであるとの見解を表明し、近世仏教たらんとした仏教側の主体性を問い、千葉氏を始めとする従来の近世仏教研究への批判的問題を提起した<sup>③</sup>。それをうけて、本末制度や新寺建立禁止令等、幕藩体制と仏教との接点に関連する分野で、いつかの研究がうまれてきた<sup>④</sup>。

私見によれば、近世期における本願寺教団の急速な組織化・制度化は、本願寺による門末掌握の原理の、戦国期からの変容の結果と見るべきであり、その意味で大桑氏の言う「自律的」な「教団形成の途」は教団内部の組織・制度の確立としてもあらわれたと考えている<sup>⑤</sup>。

戦国期本願寺教団における教団構造に関する研究は、近年大きく進み、「役の体系」といった言葉で代表され

る、宗教行事役を紐帯とする教団編成原理が提示されているもの<sup>⑥</sup>、近世期におけるそれへの言及はほとんど見られないと思ってもよい<sup>⑦</sup>。そこで本稿においては、千葉氏の業績以来、研究のあまり進んでいない本願寺教団における坊主身分の近世的組織化・制度について、大谷大学図書館に所蔵される「定衆御堂衆座論之事」の検討を通じて探ってみたい。そのことにより、近世本願寺教団の制度的・構造的性質を明らかにし、先に述べた教団編成原理の近世的あり方へ迫りたいと考えている。

## 二 「定衆御堂衆座論之事」

大谷大学図書館蔵粟津家記録の「地函―3」に「定衆御堂衆座論之事」と題する一書が見られる。この書は、近世初頭の寛永年間（一六二四―四四）から万治年間（一六五八―六一）にかけて、本願寺の定衆と御堂衆とが座次を争った事件の経過を叙述したものである。

後に詳しく述べるように、戦国期本願寺においては定衆と御堂衆とは全く異なる身分系列に属しており、彼等が座論を起こすということは考えられない。とすれば、近世初頭に起こったこの事件は、先に述べた本願寺教団の編成原理の近世的変容のなかで噴出した事件と捉えることができよう。

この「定衆御堂衆座論之事」の筆者粟津元隅は、東本願寺の奏者役である粟津元恒の嫡子で、明暦三年（一六五七）に奏者役となり、寛文一二年（一六七二）に家督を継ぎ、元禄七年（一六四九）までの三七年間、その役を勤めた人物である<sup>⑧</sup>。

ところで、元隅の父元恒は、長い間奏者役に就くことができなかった不遇の人物であり、漸く承応二年（一六五三）



その職に就き、明暦三年には嫡子元隅を同じ奏者役に就かせて、東本願寺宗政の実権を固めようとしていた。<sup>⑨</sup>「定衆御堂衆座論之事」が記されたのは、ちょうどかかる時期に相当しており、東本願寺宗政上重大な事件であったため、かく几帳面にその顛末を預嫡子元隅に記させたのではなからうかと考えている。

尚、「定衆御堂衆座論之事」の翻刻にあたっては、原則として新字体を使用し、適宜読点・中点を付した。また、欠損等による判読不能文字は□で示し、誤字・脱字等は右傍に（ ）して註記し、割註は「」内にポイントを落として記した。さらに、検討の都合上、本文を八つに区分し、それぞれ「A」から「G」の記号をふった。

<sup>〔外題〕</sup>  
「定衆御堂衆座論之事」

定衆御堂衆出入之事

〔A〕

一、定衆者諸僧ノ頭下知之役人故、由緒有之可然坊主衆被仰付、平僧ニテモ着法眼、御齋之時ハ殊更諸人ノ令上座、坊主衆ノ不形儀等可改之由兼而被仰也、又御堂衆者旧記ニモ如有之、六人供僧トテ被召置候、其前ハ御盈前<sup>〔給カ〕</sup>宮仕ハ下間名字ノ輩被勤之、勤行等助音之儀如記録、六人供僧ハ火とほしとて被成御扶持候、然ニ証如上人御代、依御即位ノ繕、為後奈良院殿御門跡号被下、任此式院家・坊官被仰付故、則下間名字衆者令<sup>〔法カ〕</sup>発躰任坊官、依之件ノ供僧勤行宮仕等勤之、法談モ蓮如上人御代迄御自身被遊候へ共、御門跡ニ被為任候上者、御自分ノ教化モ如何敷候付、右僧勤之、右之子細故、初ハ指タル由緒無之トイヘトモ、法談・勤行助音等勤候上者、誠ニ出家ノ役ニハ無残所役故、諸門下尊之、又国々勸化等ニモ、昔侍衆被遣候へ共、幸トテ此僧被遣、然故末々迄

御堂衆ハ深ク敬候也

[B]

一、右之兩役同モ子細有ニヨリテ、互ニ威勢ヲアラソフ、昔ハ中々御堂衆ナトモ、可言程ノ事ニモ無之ユエ、定衆ト座論モナシ、依之座ノ御定モナシ、然ニ宣如上人御代ニ座論有之、御堂衆一老〔誓源寺、折節在江戸〕二老〔正順寺〕三老〔法光坊〕余略之、定衆ハ天満仏照寺、奈良光瀨寺、芝薬師徳円寺、家老ハ粟津大進法印元辰也、争論ノ旨趣者、為旧例毎年報恩講御精進揚御振廻、次ニテ堂僧・定衆ニモ被下也、然ニ定衆遅参シテ座論ノ儀有之、此時色々御談合有而、座ノ次第可被仰付哉ト各申上、然一臣大進法印申上候者、上古ノ例ヲ申ハ尤定衆座上可為候へ共、今程御堂衆役儀大分御名代役ニ候上者、威ノ付申様ニ有度存候、タ、御極被成間鋪、此度ハ御振廻給候ハテ、座ヲ越候事曲事之由被仰、双方御シカリ可被成旨申上、基通信州勝善寺〔折節院家定衆也〕為論使、言語道断ニ思召候間、向後ハ双方トモ召間鋪由被仰付候、然共言分止申ハス候故、大進定衆へ申候者、堂僧上座三老マテハ上ニ直シ、已下ハ下ニ付候様ニハ如何可有敷与曖候へ共、定衆中々無同心、則仏照寺・光瀨寺御役儀指上候、徳円寺ハ未若輩故押而被仰付、座ノ無差別其儘相勤候也、〔右之段々、宣如上人御代、御直ニ一臣粟津右近尉元恒ニ被仰置候、右近ハ大進孫也〕

[C]

一、右之子細故、双方座不定常ニモ参会無之、又灯籠・七夕花指上候節者、灯籠定衆・御堂衆共ニ宜ヲ上座ニ被為直候、花者年寄衆ヨリ指上候、籠大花ノ辺ニ被為直候故、座ノ前後知不申候、然者琢如上人御代又言分出来候旨趣者〔時ノ一臣粟津右近尉元恒〕〔定衆三老蓮照寺号照光坊・京東坊兩人 堂僧一老法光寺・二老専称寺・三老願成

寺也〕宣如上人御遷化、翌年万治二亥年七月十四日、如毎年灯籠指上、於御主殿火ヲ入候節、定衆照光坊灯籠上座ニ有之候ヲ、堂僧実成坊彼灯籠ヲ下エ引サケ、散々悪口候テ及口論ヲ、各取唆候、然ニ前住上人第三回忌御法事過、定衆右之段々以書付奉行右近尉迄言上、右近申候者、右之座論古例之儀不存候、併今更下知成カタク候、然共実成坊悪口不可然候間、其段相尋可申由申、則実成坊エ相尋候へ共、埒明不申候中、右近祖母志ノ齋ニ、定衆・御堂衆〔法光寺・淨得寺・泉龍寺〕・惣侍衆参会之刻、右近罷出挨拶候而、侍衆左座エ七里新丞被通、自其次第着座、次御堂衆右座ノ頭少明候而被通候、次ニ定衆時宜申候処、彼明候右座頭エ押而被通候、不定之座之事ニ候へハ、右近モ其儘置候故、定衆ハ座不定、御堂衆ノ下ニテ無之証抛ト悦申事也、其時分又表紙屋出雲相果候刻、葬所ニテ定衆調声ノ脇ニ立、諷經申候ヲ、後ニ付可申トテイトミ候也、右之ニケ条御堂衆ヨリ書付指上候〔尚案文具ニ記〕、其文章者全右近齋ノ座ヨリ、定衆上座ニ極リ候由、京坊主エモ触之、依古之由粗記之

[D]

依之右近御堂衆エ申渡候者、某齋ノ座ニテ、定衆ヲ上座ニ置候儀者、先御堂衆へ時宜申候へハ、則法光寺辞シテ座上明まで、次ニ定衆へ申入候へハ、彼座へ着候、古来不定ノ座ニ候へハ、指図可致様無之候、然ニ私依古ノヨシ、口上ニモ各沙汰候由慥承候、此書付者余人ヲ以テ言上可有候、左候ハ、定而御尋可被成候、其時某ノ依古ニテ無之段申分可仕候、自然我等申分相違候ハ、各エ急度存念候由申切指置候、依之以外及難儀候也、又定衆へ申候者、某齋ノ時押而上座被致候ヲ、座上ニ極候由、京坊主衆へ触被申候由、就其不定ノ座ヲ私極候者、依古ノヨシ沙汰ニ成候、此上者御堂衆ト言分ノ儀者、向後不存候、先某ノ言分仕度旨申入構不申候故、双方ヨリ色々言被申候而埒明可申候

[E]

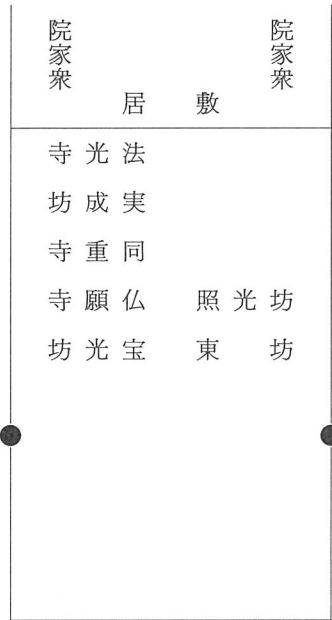
折節七夕花指上候、其節定衆花奉行銅田七郎兵衛・相井助丞迄申入候者、先例大花ノ間ニ直シ来候処、去方治二年七月、定衆徳円寺相果候而花二ツニ成、大花ノ明候処、彼座上徳円寺跡ニ、堂僧末座泉龍寺花ヲ押而置申候、其節可申上与存候へ共、宣如上人第三回忌相済申候迄与存候、幸此度申分次てニ申上候由申候故、則及言上候処、古来ノ通可然旨御内意有之、治部卿・右近花ノ間、定衆照光坊・右近・勝兵衛花ノ間、東坊・勝兵衛・織部花ノ間ニハ、京宝受寺花直し候、御堂衆花ハ大花南北ニ如例座置之、堂僧色々断申候へ共、相立不申候也

[F]

一、右言分埒明不申候処、七月廿五日宣如上人三回忌御志成号院殿被仰付、定衆・御堂衆同時ニ被召寄、啄如上人御内証為御下知、非時座札有之、依之座大方知申候、申分モ止申也

座札次第　〔但、宮仕南方へ別ニ被仰付候故、定衆ハ御堂衆与別座ノ由申、悦申候也、御堂衆者尤左座上故満足申、言分相済申候也〕

勝手口



[B]

自御堂衆指上候書付

一、言上申意趣者、去年灯笼之時、座次第ニ直シ可申由、為御意奉行衆被申付候処ニ、西念寺・浄林坊灯笼直シ置候ヲ引除、定衆兩人之灯笼ヲ直シ、御意ヲ違背之事

一、今度右近殿ニ而非時之座敷ニ、法光寺座ニ付申候以後、無和利定衆上座ニ着座仕候へ共、右近殿ニ而之事ニ御座候へは、存する旨御座候而、断をも不申候処、其後定衆京中を触廻り、定衆義ハ御堂ヨリ上座ニ相究申候、其子細ハ右近殿非時之座敷ニ而御究候と匂り申候事

一、松井出雲死去之時棺前ニ而勤行候時、法光寺ヨリ上座御院家衆之座ニ着座仕、其上葬礼之場ニ而、泉証寺ヨ

リ上ニ立申候事

一、此比京中へ触状を廻し、京坊主衆を召集、向後御堂衆と参会之時者、召請之御堂衆一人を除、其次之上座可罷在候間、内々左様ニ可被相心得旨、堅申渡候由慥承候、是等ハ従各様被得御内意被仰付候哉、不窺上意候而者、加様之非分之振廻、希代之珍事ニ而御座候事

一、七夕花之時、治部卿殿与右近殿、大花之間ニ先々ヨリ御堂衆末座之立花一瓶直シ来リ申候故、当年専龍寺立花を置申候処、照光坊取除候而、自身之花を直シ申候、加様之儀も違先例、我儘ニ□儀全申候、無非時葬礼之座配、如先規被仰付可被下候、

右之通宜様ニ御披露□□□御座候、以上

七月九日

御堂衆

下間治部卿様

粟津右近尉様

粟津勝兵衛様

西川織部様

万治三庚子曆七月廿八日

粟津氏元隅記之

### 三 「定衆御堂衆座論之事」の内容

それでは次に、この史料についてその内容をまとめ、問題となる点を指摘していこう。

〔A〕の部分は、この定衆と御堂衆の争論の顛末を記す前に、筆者の粟津元隅が定衆・御堂衆それぞれの由来を考証した箇所である。

定衆は、諸僧の頭、下知の役人であり、由緒正しい坊主をこれに任じたとし、その任務は齋において上座に着し、坊主の不行儀を正すものであるとする。これは、旧稿で明らかのように<sup>⑩</sup>、ほぼ正確な理解と言ってよいであろう。

次に、御堂衆については、当初「六人供僧」として設置され、下間氏が御影前給仕や勤行の助音を行い、御堂衆は「火とほし」として扶持していた。ところが、証如宗主代に門跡となったことにより、下間氏が坊官となり、「六人供養」が従来の下間氏の役務を継承し、加えて法談や国々の勸化も行うようになったので、門末が深く敬うようになったとする。この御堂衆理解は、証如代に門跡号が許されたとする誤りも見られるが（本当は顛如代の永禄二年）、実悟記類や『天文日記』や『私心記』等の記録・日記類と併せ見る時、概ね妥当なものと考えられる。<sup>⑪</sup>

次に〔B〕は、定衆と御堂衆の早初の争論について述べた箇所である。時期については「宣如上人御代」とのみ記されておりはつきりしないが、宣如代であり且つ粟津元辰が家老の時期という点から、おおそ慶長一九年（一六一四）〜元和九年（一六二三）の事と見てよい。<sup>⑫</sup>

ここでは、報恩講の精進揚の席で、御堂衆と定衆が座論を行い、結果、「双方御シカリ」という処置になったとする。その理由として、粟津元辰が「上古の例」で言えば定衆が座上であるが、現在は御堂衆の役儀が宗主の名代であるからには、権威ある処遇をすべきであると思うが、今回は座次の上下を決める事はしないほうが良い、と述べている事に注意しておきたい。

この処置により双方は納得しなかったので、元辰は御堂衆の三老までは定衆の上につき、それ以下は定衆の下についてはどうかと提案したが、定衆はこれを納得せず、一老・二老が辞職したという。

〔C〕は、その後、万治二年（一六五九）から三年にかけて、再び起こった争論の記述である。ここには、三つの事件が記されているが、それは〔C〕の文末に記されているように、御堂衆が差し出した書付（〔G〕）の部分に書き写してある）を基に記されたものである。

その内容について〔G〕と併せて見ると、先ず第一の事件は、万治二年七月一日、盆恒例の坊主衆や侍衆による灯笼献上に際し、定衆照光坊の灯笼が座上に置いてあったものを、御堂衆の実成坊が引き下げ、さらに散々悪口を行ったというものである。次に第二は、粟津元恒の祖母の志の齋の席で、御堂衆より後に席へ通された定衆が、御堂衆が少し空けておいた上座へ強引に着席したという事件であり、さらに第三には、表紙屋松井出雲の葬儀に際し、定衆が御堂衆より上座の院家衆の席に着したという事件を記している。

〔D〕は〔C〕の三つの事件によって再び表面化した定衆と御堂衆の争論をおさめるために、家老粟津元恒が双方を論し、それぞれ元恒に「佗言」を言うという形で一応の決着をみた経過が記されている。ここで元恒が論した内容を見ると、この一連の座論に明確な断を下したというのではなく、それぞれの非を糺すことに終始し



ている。このことは、かかる坊主間の争論を裁断する権限が家老職になかった事を示すものであり、それはそれとして問題となろうが、ここではこれ以上立ち入らない。

〔E〕は〔D〕での決着が根本的なものでなかった事から、同じ万治三年七月七日に起こった事件を記している。すなわち、七夕の日に侍衆や坊主衆から献上される事が恒例となっている花籠の置場をめぐる、再々度定衆と御堂衆が争い、この時は「御内意」すなわち宗主により「古来ノ通可然」との裁断が下され、定衆の花籠が上座に置かれたことを記している。

〔F〕では、〔E〕のすぐ後、同年七月二五日に催された前任宣如の三回忌の非時の席で、ついに定衆と御堂衆の座次争いに宗主の裁断が下りたことを記しており、これに依って一連の座次争いが決着したのであった。それは、「定衆ハ御堂衆与別座」という裁断であり、図の様に宗主や院家衆が着する次の間に、向かって左手に御堂衆、右手に定衆が座することになっている。尚、ここで定衆の上座三つ分が空いているが、これは『粟津日記』に「照光坊・東坊上三人居可申程あげ、堂僧末座二人之衆ト向合せ居也」とあることから、あらかじめ差配されたものであり、かつ定衆はこの裁定を「悦申」しているのであるから、〔B〕の箇所で辞職したと記されている定衆一老・二老の仏照寺・光瀬寺、〔E〕に見られるように万治二年に没した徳円寺の三名の跡が決定しておらず、その分を空けたものと理解してよからう。

最後に〔G〕の部分であるが、これは〔C〕の所でまとめて触れているので繰り返さない。

以上、この「定衆御堂衆座論之事」の内容をまとめて見たが、その内容から考えられる近世本願寺教団の坊主身分にかかわる問題を整理してみると、次のようになろう。

①〔B〕の箇所、あるいは〔C〕の第二・第三の箇所にみられるような、定衆と御堂衆との、儀式の席での座次の上下に関する問題。

②〔C〕の第一、あるいは〔E〕の箇所にみられるような、定衆・御堂衆が献上する灯籠や花籠の設置場所をめぐる問題。

②の問題については、さらに灯籠や花籠を献上することの意味あるいは歴史、またそのことと坊主身分が如何にかかわるのか等について検討されなければならないが、本稿ではその余裕がないので、ひとまず①に含まれる問題―坊主自身の座次と同質の問題―として検討を留保しておきたい。<sup>14)</sup>

そこで、①の問題についてさらに細かく問題を絞っていくと、まず何故この近世初頭において、定衆と御堂衆との間にかくも激しい座論が起こったのか、その要因が検討されなければならないまい。

そこで、節を改め、まず戦国期本願寺教団における座次の意味と、定衆と御堂衆の教団内での位置を確かめることから始めてみよう。

#### 四 戦国期における定衆と御堂衆

戦国期本願寺教団においては、「役の体系」とよばれる「番衆制度」「頭制度」を通じて、戦国期本願寺教団の主たる教団構成員である全国の直参坊主衆を宗主のもとに編成していた。<sup>15)</sup>

ここで言う「番衆制度」とは、直参坊主衆が一か月間交替で本願寺御堂につめて、御堂警護と同時に、そこで

開催される儀式への勤仕を努めとする制度であり、番に当たったものは当番期間に宗主と対面の儀式を行い、この際樽代などの金品を納めることから、戦国期本願寺の経済機構の一つであったといわれている<sup>16)</sup>。

また、「頭制度」とは、宗祖親鸞及び前宗主の毎月の命日、また歴代宗主の祥月命日に催される法会の、直参坊主による分担制度であり、この法会においては、宗主と一家衆、また頭人の坊主衆が同座して食事をする齋が行われる他、風呂がたてられるなどしたが、頭人はこの全費用を負担する他に、宗主や一家衆（一門・一家）に対して布施を行っており、やはりこれも経済機構の一つと考えられている<sup>17)</sup>。

そして、定衆とはこの二制度を通じて直参坊主衆が参加する、本願寺におけるすべての齋の席に出席し、直参坊主衆の最上位に着し、彼等の座次を司どる役目を負った坊主として置かれた坊主身分「常住衆」の、後の呼称だったのである<sup>18)</sup>。

「番衆制度」「頭制度」の二制度は、儀式への参加を通じて、宗主を頂点とする教団ヒエラルヒーに直参坊主衆を組み込む機能を果たしていた<sup>19)</sup>が、かかる儀式への参加の可否あるいはそこでの座次が教団内身分を左右するような原理は、直参坊主衆に限らず、宗主の姻戚たる一家衆や、御堂衆<sup>20)</sup>、あるいは殿原衆・中居衆・綱所衆といった寺侍にまで及んでいた<sup>21)</sup>。かかる事実から、戦国期本願寺教団の編成原理とは、諸儀式への参加形態により規定される諸身分の、宗主による一元的把握と理解されるのであり、その意味で儀式への参加の可否あるいはそこでの座次は、戦国期においては厳密にまもらなければならない重要な事柄としてあった。

ところで、この①「常住衆」（定衆）を頂点とする直参坊主衆、②一門一家衆と御堂衆<sup>22)</sup>、③殿原衆・中居衆・綱所衆などの寺侍衆の三系列は、戦国期の天文年間（一五三二―五五）には、それぞれ異なる役割をもち、宗主との

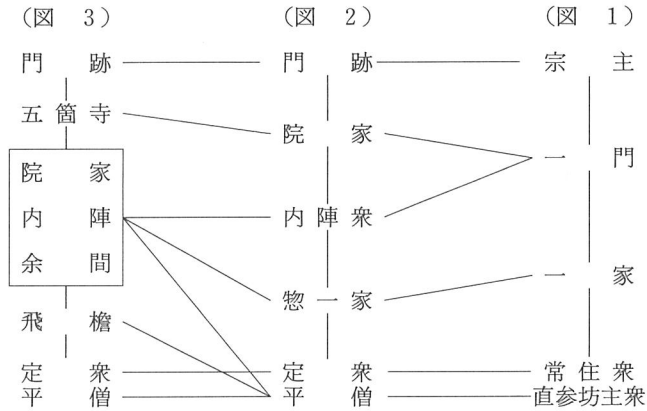
関係も異なっており、特例を除いて同一の儀式で同席することはなかった。例えば、〔B〕で争論の原因となっている報恩講後の精進場の席には、一家衆と常住衆(定衆)を筆頭とする直参坊主衆の相伴は見られるが、御堂衆や侍衆は全く列していないし、〔C〕の第一あるいは〔E〕での原因となっている花籠・灯籠については、ほとんどが一家衆・直参坊主衆と侍衆によるもので、御堂衆の献上例は一例しかなく、これも御堂衆の参加が少ない儀式と考えられるのである。先に、定衆と御堂衆はそれぞれの系列に属しており、戦国期において座論を起すことはなかったと述べたのは、かかる事例によっている。

そこで次には、かかる定衆と御堂衆が座論を起したことの理由を、定衆・御堂衆それぞれの身分あるいは機能の近世的変容の面で確認し、そこからさらに本願寺教団の編成原理の近世的変容という面に言及していこう。

## 五 近世の定衆と御堂衆

さて、まず定衆の身分について見ていくと、近世期の史料であるが、『真宗故実伝来鈔』<sup>②</sup>には「諸国惣坊主衆頭」、またこの「定衆御堂衆座論之事」にも「諸僧ノ頭下知ノ役人」とあるように、戦国期には直参坊主衆の筆頭身分としてあった。先節にあげた三系列の①を統轄していたといえよう。(図1)

ところが、永禄二(一五五九)年本願寺が門跡寺院となると、一門一家制で定められた「一門」の中から選ばれて「院家」が任じられ、かつ「一門」は徐々に「内陣衆」と呼ばれるようになり、他の一家衆(惣一家)と区別されるようになる(図2)<sup>③</sup>。さらに近世に入ると、「内陣衆」には「内陣」その他の一家衆には「余間」という僧階がさだめられ、ここに「院家」「内陣」「余間」が三官と称されるにいたる。また、「飛檐」という新しい僧階が定



められると共に、礼銭によって一般の直参坊主衆(平僧)も飛檐や三官に昇進できるようになった。(図3、但「五箇寺」は東本願寺のみの僧階)

すなわち、西本願寺では、すでに慶長一六(一六一)年に、

准親上人御代「慶長十六年辛亥 御開山三百五十年忌」御法事前ヨリ、

御一家・飛檐等之官位御礼ヲ被定、望次第其座配被免候ヨリ、諸坊

主衆ノ家系々図上下混乱ニ成候。

と見えるし、東本願寺でも、

教如上人御代ニ至リ、往古ヨリノ御血脈・由緒コレアル御一家衆、

ソノ外由緒有之候大地ノ御末寺ヲ准院家ニ仰付ラレ、其後官料ヲ以

テ飛檐ヨリ御一家ヲ経テ素絹マテ御免ノコトニ相成候

と、西本願寺に前後して、礼銭による僧階免許が行われたようである。<sup>⑩</sup>

かかる事態になると、定衆は「惣坊主衆頭」という役目からいって、

三官や飛檐等の官位をもった坊主の支配は出来なくなり、教団内の地位は相対的に低くならざるをえなかったのである。<sup>⑪</sup>

さらに、定衆が統轄した直参坊主衆の重要な役目であった「番衆制度」

や「頭制度」の変容も、定衆の地位低下をさらに推し進めたと見てよい。

すなわち、近世の「番衆制度」は、西本願寺においては、

西東両家ニ御別候・以来諸国坊主衆モ東西へ別候テ、御番勤候坊主衆、大半東へ付候ニヨリ、御本寺ヨリ五人ツ、被召置、御扶持被下候。

と、東西分派後番を勤める坊主衆が東本願寺に付いたので、勤めることが出来なくなり、五人の者を扶持してこの役を勤めさせるといつている。<sup>③</sup>ところが、東本願寺においても同様に、

今程は卅日番何にも御ふちかた被下候へ共、昔の引例により御相伴にめし出候事

と言っていることから、<sup>④</sup>これは東西両本願寺で同様の事態が起こっていると見られ、その理由も、東西分派による勤番坊主衆の減少といったことでは説明がつかないようである。

次に、「頭制度」について見てみると、西本願寺においては、「門末の参詣の一手段として中期頃までさかんに行なわれた」<sup>⑤</sup>が、東本願寺においては、

一、御当・申御齋モ今ハ簡略也。古ハ御当ハ二汁五菜〔飯盛切也〕申御齋ハ二汁七菜也シカ、今ハ共ニ一汁三菜也。已前ハ申御齋年中ニ廿座アマリ三十座ニ及事ナレトモ、御膳モ御簡略、又ハ御門主ノ御成モナキ故歟、

今ハ漸ク年中ニ四五座

とあつて、この制度が戦国期とは較べようもなく衰退している様子がうかがえるのである。また、近世中期まで盛んに行われたという西本願寺にしても、それが戦国期の有り方と同様でなかったことは容易に推測できよう。

この両制度の衰退の事實は、先に述べた教団編制原理の変容に関係深い事柄であると思われるので、後に詳しく検討するとして、ここではかかる両制度の衰退が、そこで座次を司どる役務であった定衆の相対的な地位低下につながった可能性を指摘しておきたい。

さて、一方御堂衆はどうであつたらうか。

戦国期の本願寺御堂衆についての研究は、ほとんど手の付けられていない分野と言つてもよく、通史的文献において簡単に触れられるにとどまつていた。<sup>⑧</sup> その様な研究状況のなかで、唯一御堂衆の身分について言及したのが片山伸氏である。氏は戦国期本願寺の構成員を顕密諸寺院の組織に比して位置づける試みを行い、前節で分類した①直参坊主衆と②のうちの一家衆とを「寺僧」組織に、③の侍衆と②のうちの御堂衆とを「寺官」組織に比定した。<sup>⑨</sup> ここで御堂衆を侍衆と同じく「寺官」としたのは、蓮如期以前の本願寺において御堂衆と確認しうる者は下間氏（「寺官」層）のみであること、あるいは天文年間にも御堂衆の正月の宗主との対面の儀式が、侍衆同様「とおり（通）」の形式をもつて行われていたことから推測されるとしている。そして、御堂衆の当初の職務は「堂内陣における給仕や供花などの雑役奉仕」であつたが、実如期より一般門弟（「寺僧」＝直参坊主衆）が御堂衆となり始めたことから、勤行や教学等にも関与することとなつていったと結論づけるのである。

この氏の評価は正当であると考え、<sup>⑩</sup> 本稿で先に御堂衆を②で一家衆と同列に扱つたのは、少なくとも天文年間における御堂衆は、現実的には①の直参坊主衆や③の侍衆との関係が極めて薄く、②の一家衆の命により活動している事が多いからである。従つて、御堂衆の本来的性格は片山氏の言うようであつても、現実には御堂衆が直参坊主衆から任命されることにより、本来的性格は失われ、戦国末期には儀式や教学に関与するという機能面から、一家衆との関係を深めて行つたと考えている。<sup>⑪</sup>

とりわけ、教学への関与が御堂衆の地位変容に果たした役割が大きかつたと思われる。この「定衆御堂衆座論之事」にも

証如上人御代、……法談・勤行助音等勤候上者、誠ニ出家ノ役ニハ無残所役故、諸門下尊之、又国々勸化等  
ニモ、昔侍衆被遣候へ共、幸トテ此僧被遣、然故末々迄御堂衆ハ深ク敬候

とあるように、本願寺での法談や地方の勤行等に、御堂衆がたずさわることになったことを強調している。

このことを当該期の史料で確認していくと、まず法談については、蓮如に随従した御堂衆法敬坊順誓や慶聞坊龍玄や法専坊空善等が法談を行っていることは著名であるが、この「定衆御堂衆座論之事」の記載に関連しては、『今古独語』に

コノ砌(永禄七年報恩講)ヨリ前任(証如)ノ御在世ノ如ク、毎朝御法義御影前ニ於テ讚嘆アルヘキ旨、御堂衆ニ仰出サレ畢ヌ

とあって、法義の讚嘆(法談)が、前任証如のときから御堂衆の役務としてあったことが確認される。この点でも、この「定衆御堂衆座論之事」の記事はかなり正確なものであったと思われる。

次に、法談や勸化の基本となる教学の問題については、永正一三(一五一六)年に当時御堂衆であった慶聞坊龍玄が、願得寺実悟や順興寺実従に『教行信証』を伝授したこと、またその後の永正一七(一五二〇)年頃に確立された、当時唯一の体系的の教学というべき所謂「相伝」<sup>⑭</sup>が、一家衆とともに御堂衆に伝えられていた事実も重要であろう。すなわち、天文年間に一般の坊主衆のなかで、『教行信証』の伝授を受けた者として、賢勝・光徳寺乘順・明覚寺・乗賢・性誓・了誓・明誓・端坊等八人の名を見ることが出来るが、このうち、賢勝・明覚寺・乗賢・性誓の四人までが御堂衆と考えられ、残る四人の内端坊は以前に父明誓が御堂衆一老を勤めていたことなどから考えて、<sup>⑮</sup>教学の面において坊主衆の中ではこの御堂衆が主として担っていたことが確認できるのである。<sup>⑯</sup>



かかる、戦国期の御堂衆のあり方は近世にはより顕著となり、東本願寺の教如・宣如期には各地の門末教化と募財を兼ねて、御堂衆の西方寺教心や誓源寺明円・泉龍寺超賢等が活躍している。また、教学研究の面でも、近世初期においてはほとんど御堂衆が担っていたと言え、長福寺慶秀を始め、真行寺了現・本法寺敬榮・西方寺賢了・誓源寺円智等が業績を残している。さらにその後、西本願寺の承応闘牆により東本願寺に転派した西光寺了海は御堂衆として東坊に住し、この東坊に寛文五（一六六五）年東本願寺の教学研究・教育機関たる「学寮」が設置されることになるのである。<sup>⑤</sup>

「定衆御堂衆座論之事」において、粟津元辰が「上古ノ例ヲ申ハ尤定衆座上可為候へ共、今程御堂衆役儀大分御名代役ニ候上者、威ノ付申様ニ有度存候」と述べているのは、かかる定衆と御堂衆の由緒と実態をふまえたうえでの結論なのであった。

戦国期から近世にかけての、定衆・御堂衆の機能や役割のかかる変容が先の争論の要因であったとすれば、それは近世東本願寺教団のいかなる側面を表わしているのか、さらに節を改め分析していこう。

## 六 本願寺教団の教団編成原理

結論的に言えば、かかる定衆と御堂衆の役割の比重の変化は、教団編成原理の変容にあると考えている。

すなわち、先に述べたように戦国期における本願寺の教団編成原理は、諸儀式への参加形態により規定される諸身分の、宗主による一元的把握と理解され、儀式への参加の可否あるいはそこでの座次は、極めて重要な要件であった。定衆はそのうち本願寺の主たる教団構成員たる直参坊主衆の座次を司どっていたのである。ところが

近世には、それら直参坊主衆の役であり、かつ直参坊主衆の身分を保障していた「番衆制度」や「頭制度」の衰退が見られた。従って、近世東本願寺の教団編成原理に大きな変容があったと見なければならぬ。

それは、一つには三官や飛檐等、近世的本願寺特有の僧階創出による、坊主身分の編成原理の変容である。すなわち、先にはこの問題を直参坊主衆の頭たる定衆には、飛檐以上の僧階をもつ坊主の支配は行えなかったという面のみに限定して述べておいたが、さらに言えば、本願寺による門末掌握の方法の変化へもつながったと見られる。

すなわち、三官や飛檐等の僧階が生み出され、直参坊主衆が礼銀によってそれへの昇進ができるようになったことよって、例えば西本願寺では、

昔之家之次第今程は我寺之事をも存し弁へたる人無之候。

と、従来の寺院の格が忘れ去られようとしていた。そこで、教団編成の新たな方法が求められることになった。

本願寺門末の教団内の位置を示す史料に、本願寺が下付する画像類に添付された裏書が有ることは周知の如くである。戦国期に本末争いが起こった時、本願寺は裏書を提出させ、その記載された内容は改めないとの既成事実遵守を是としていたが、そこから看取されることは、戦国期の裏書は原本が願主に手渡されるだけで、本願寺宗主の元にも奏者下間氏の元にも控えが残ることはなかったのではないかということである。そういう意味で、金龍静氏が裏書を「下文・下知文的機能」をもつとするのは、下文・下知文が恒久的な効力を期待されたことと古文書学的意味で合致する。

ところが、近世になると、西本願寺では慶長二（一五九七）年から発給する裏書を書き留めておく「木仏之留」

や「御影様之留」が記録され始めているし、分派した東本願寺においても、慶長二〇（一六一五）年から家臣粟津氏により同様の「申物帳」が書き始められるのである。<sup>⑤</sup>

さらに、裏書の充所には「(某1) 門徒(某2) 下…(地名) …(某3)」という所謂手次関係が記されることが多い。ところが、その記され方において、戦国期には(某2)の仲介者の存在が記されないことも多いが、近世期には三重四重に重なる手次関係を記した例が「御影様之留」などに散見される。このことは、戦国期本願寺の門末掌握が、先の例でいえば某1すなわち直参坊主衆を中心に行なわれており、某1と某3の間にかなる介在者が有ろうとそれには余り関与しないという、直参坊主衆中心の教団編成を行っていたことをうかがわせる。

これに対し近世においては、直参坊主衆である某1のみならず、某2も某3をも含めた門末全体の掌握を意図していたのではないかと考えられる。それが、裏書の控えを作成し、かつ裏書に綿密な手次関係を記した理由であったのだろう。

この様な姿勢を同様に示す事例として、本願寺による末寺帳作成の問題も注意される。すなわち、粟津家記録に見られる『御末寺帳』は、その所載寺院名から見て永禄一二（一五六九）年から慶長七（一六〇二）年のものと判断でき、<sup>⑥</sup>管見の限り本願寺自身が作成した最も古い末寺帳であると思われるが、この事例もまた本願寺の教団編成原理の変容を示しているよう。さらに、この『御末寺帳』は一家衆と直参坊主衆を記した極めて簡単なものであるが、慶長七年の東西分派以降になると、院家・内陣・余間の所謂三官や飛檐地別の末寺帳が作成され始める。<sup>⑦</sup>従って、本願寺においては近世初頭から急速に、末寺帳や僧階帳などによる記録中心の教団編成がなされ始めたと考えてよいのである。

この様に、本願寺の教団編成の原理は、戦国期の儀式を紐帯とする宗教行事役負担に基づくいわば慣習主義から、近世の記録主義への変容と考えてよいようである。そのなかで、従来の直参身分保障の機能を果した儀式が無意味化して衰退し、結果その儀式での座次を司どっていた定衆の地位低下が見られたのである。先に述べた坊主身分の多様化以上に、この問題のもつ意味が大きかったのではなからうか。<sup>64</sup>

## 七　む　す　び

以上、「定衆御堂衆座論之事」をてがかりに、定衆と御堂衆の役割・機能の戦国期から近世にかけての推移を跡づけ、そこから戦国期と近世における本願寺の教団編成原理の変容の問題に言及してきた。最後に残った問題は、その様な変容が何故起こったのか、その契機と要因についてであろう。

まず、契機についてであるが、それは元亀(一五七〇)年、天下統一をめざして西下してきた織田信長による大坂明渡しの要求に対し、本願寺は拒否して戦うことを選択した。信長はこれに対し、元亀二(一五七二)年正月の北国通路閉鎖<sup>65</sup>、さらに元亀三年には大坂出入り停止を命じている。<sup>66</sup> もちろんその様な状況下でも、本願寺へ上山した門末は多数に及んだのであろうが、さらに天正四(一五七六)年から実質的に石山籠城が始まると、天文年間に行われていたような整然たる儀式執行が行えなくなったことは容易に推察できよう。

加えて天正八(一五八〇)年信長との和睦後、顕如は大坂を退き、紀州鷺森・泉州貝塚と移動し、天正九年には門末の参詣も安堵されるが、鷺森・貝塚のいずれにおいても堂宇において充分なものとは考えられず、少なくと

も天正一三（一五八五）年に大坂天満に寺基を移し、御堂整備が進むまでは、従来の様な儀式が行えたとは考えにくい。<sup>⑤</sup>

頭如は、大坂籠城中、各地の門末に多くの書状を送っているが、その多くに「懇志」あるいは「志」の要求を認めており、<sup>⑥</sup>この時期、直参坊主衆の宗教行事役負担による収納という従来の経済機構はほとんど機能していなかったと思われる。

本願寺においては、蓮如期から門末よりの懇志を経済機構の一つにしており、その請取は宗主あるいは奏者の下間氏が発給していた。ところが、大坂天満に本願寺が再建されたところから、懇志請取に奏者による印判奉書に副状が二通付される三通一組の様式が取られ始める。この三通一組の懇志請取の存在から、本願寺内部に懇志請取の家臣団機構が成立したことを推定したことがあるが、<sup>⑦</sup>そのことこそ本願寺が経済的基盤を宗教行事役から懇志へと変化させた証左ではなかったろうかと考えている。ともかく、教団編成原理の変容の契機として、石山合戦とその後の本願寺の様相を想定することには無理はなからうと思う。

最後に、変容の要因であるが、現在それに充分答えるだけの検討を行っていないので、若干の見通しを述べて大方の御教示を願いたい。

一つには本願寺内部の問題として、「番衆制度」「頭制度」にかわって創出された三官・飛檐等僧階の問題を想定してみよう。第四節で述べたように、本願寺は永禄二年の門跡成を機に公的身分である「院家」を「一門」のなかから選定し、旧「一門」身分を「内陣衆」と定め、他の一家衆と区別し、ここに後の三官の基礎が成立する。また、「飛檐」は何時から定まったか定かではないが、「飛檐」の由来が頭如の宮中参内の際、供奉の僧が通され

た飛檐の間によつたとされることから、これもやはり門跡勅許に関連して創出されたものと考えられよう。とすれば、これらの僧階が頭如の門跡成を契機として制度化されたものであることは疑いない。

別稿において私は、戦国期本願寺の教団編成原理であつた儀式は、実如・証如・頭如の三宗主期に、天皇の權威と結ぶことによつて權威化されたことを論じたが、ここでもそれと同様の見通しを述べなければならぬようである。すなわち、天皇の權威に直接結びつく門跡になったことが、次にはその門跡への距離を確定する教団内の僧階を生み出す原動力になり、その結果近世的な記録に依る教団編制に結びついたのではないかと考える。

また、いま一つには、中世と近世における社会的意識の差異の問題を想定しておきたい。すなわち、近年勝俣鎮夫氏は、日本中世社会にける個人と集団の關係について、集団の個人への優越性を論じているが、それはそのまま戦国期の本願寺教団の編制原理に通じるものがある。すなわち、前節で見た裏書の発給形態などから推測される、戦国期本願寺教団の直参坊主衆を中心とした教団編制のありかたは、直参坊主の傘下にある門徒団を含めた集団の、直参坊主の名に代表させての掌握と考えることが出来よう。従つて、例えば「頭」の勤仕集団には「金森衆」「奈良衆」等といった集団名が多数見うけられるし、「卅日番」において代番者の数がかなりの割合を占める事実も、このようないはば集団編制主義の表れなのではなからうか。とすれば、前節で見た近世期本願寺の末寺帳や僧階帳に依る個別的末寺掌握の姿勢は、本願寺教団における中世的集団優越意識の後退として捉え得るのではなからうかと考えている。

以上、十分な結論を導き出すことは出来なかつたが、本願寺教団の編制原理の近世的变化は今後より明らかにされねばならない課題がある。本稿がその一助となれば幸甚である。大方の御教示を御願ひして擱筆する。

[註]

- ① 例えば、東本願寺の初期奏者を分析した大桑斉氏「東本願寺の奏者について」(『大谷学報』四九―二、一九六九年)、東本願寺の宗務機構を論じた谷端昭夫氏「近世における東本願寺の宗務機構について」(『真宗研究』二二輯、一九七六年)、東本願寺の学史史を研究した武田統一氏「真宗教学史」(一九四四年、平楽寺書店刊)等。
- ② 千葉乗隆氏「真宗教団の組織と制度」(一九七八年、同朋舎刊)。
- ③ 大桑斉氏「幕藩制仏教論」(『近世仏教』四―一、一九七九年)。
- ④ 例えば、雑誌『近世仏教』四―四(一九八〇年)「本末制度特集」の論文等。
- ⑤ ここで言う戦国期は、永正末年から制度化がなされ始め、天文期に確立した本願寺の教団体制の時期を念頭に置いている。以下、特に断らない限り、戦国期はこの時期を指している。尚、詳細については、草野「戦国期本願寺教団における年中行事の意味」(『大谷学報』六七―一、一九八七年)参照。
- ⑥ 金龍静氏「蓮如教団の身分的・組織的構造」(『日本の前近代と北陸社会』所収、一九八九年、思文閣出版刊)。
- ⑦ 唯一、大桑斉氏は註③論文において、戦国末期に本願寺が獲得した「門跡」の問題を取り上げている。この「門跡成」は、本稿にとっても重要な問題であるので、後に触れたい。
- ⑧ 宗学院編集部編「東本願寺家臣名簿」、大桑氏註①論文。
- ⑨ 大桑氏註①論文。
- ⑩ 草野「戦国期本願寺坊主衆の一形態」(北西弘先生還暦記念会編『中世仏教と真宗』一九七五年、吉川弘文館刊)。
- ⑪ この部分は、多くの実悟の『本願寺作法之次第』(『真宗史料集成』第二卷所収、一九七七年、同朋舎刊)の記述にならったものと思われる。
- ⑫ 粟津元辰の家老期については、『東本願寺家臣名簿』(前掲)。
- ⑬ 『粟津日記』(大谷大学図書館蔵「粟津家記録」珍函―二)万治三年七月二五日条。
- ⑭ この二つの儀式は、既に天文年間には見られ、御堂以外で行われる本願寺の年中行事として注目されるものであり、

一家衆・坊主衆・侍衆等の本願寺諸身分といかなる関係をもつて執行されていたのか、詳しく検討されなければならないと考えているが、本稿ではこれ以上立入らない。尚、この様な年中行事と本願寺の諸身分との関係については、仏教史学会第三八回学術大会(一九八七年、於立正大学)における草野の発表「天文期本願寺教団の組織について」で一部触れている。

⑮ 金龍氏註⑥論文。

⑯ 金龍氏「卅日番衆」考(『名古屋大学日本史論集』上巻所収、一九七五年、吉川弘文館刊)。

⑰ 早島有毅氏「戦国期本願寺の『頭』考」(『真宗研究』二六輯所収、一九七七年刊)。

⑱ 草野註⑩論文。

⑲ 前同。

⑳ 註⑭草野発表。

㉑ 片山伸氏「中世本願寺の寺院組織と身分制」(大谷大学真宗総合研究所編『研究所紀要』第四号、一九八七年刊)。

㉒ 註⑫片山論文によると、御堂衆は寺官層すなわち侍衆に含まれる身分であるとされるが、天文期の実態を検討すると実質的には一家衆の支配下におかれていた可能性が高いと考えられる。(註⑭草野発表)

㉓ 『天文日記』(『真宗史料集成』第三巻所収、一九七九年、同朋舎刊)各年一月二八日条。

㉔ 『天文日記』(同前)天文五年七月一日・同六年七月七日・同年七月一日の各条。

㉕ 『真宗史料集成』第九巻(一九七六年、同朋舎刊)所収。

㉖ その時期に就いては定かではないが、既に天文年間には一家衆を「内陣一家衆」と「惣一家」とに区別し(『天文日記』天文一八年八月二二日条)、永禄年間にも、「内陣ノ衆」という言葉が見られることから(『今古独語』「真宗史料集成」第二巻所収)、惣一家衆のうち「一家」身分の者を内陣出仕が出来るという意味から、「内陣一家」あるいは「内陣衆」と称して、その他の一家衆と区別したようである。

㉗ 「内陣」以外の一家衆を「余間」とするようになるのは、西本願寺においては、親鸞四百回忌の行なわれた寛文元



(一六六一)年からである。(千葉氏前掲書)

- ②8 飛檐の由来については定かではないが、『真宗故実伝来鈔』(前同)に「飛檐者頭如上人ノ時ヨリ始マル、御門跡勅許ニ依テ御参内ノ時、近国ノ由緒有ル寺々ヲ召シテ供奉セシメ給フ。「其時ノ装束裳付五条ナリ」然ルニ禁中ニ於テ、無位ノ僧ナレハ昇殿モニルサレス。沙門ノ輩、庭上ニモ置カタントテ、飛檐ノ間へ入玉フ、依テ以テ是ヲ名トス。」とあり、千葉氏も『真宗教団の組織と制度』(前同)において、これを妥当としている。

- ②9 『法流故実条々秘録』(『真宗史料集成』第九卷所収) 二一第七条。

- ③0 『安永勸進』(『真宗史料集成』第九卷所収)。

- ③1 定衆が三官や飛檐の支配を行なわなかったことについては、『真宗故実伝来鈔』(前同)に「頭如上人御門主勅許ノ後ハ、院家・一家・飛檐ノ官階ヲ立ラル、依テ定衆ノ支配ハ平僧ハカリ也」とあることによって明らかである。

- ③2 『法流故実条々秘録』(前同) 二一二十八条

- ③3 『宇野新造日記』(『統真宗大系』第一六卷、真宗典籍刊行会編、一九二五年刊) 六二条。

- ③4 『真宗新辞典』(一九八三年、法蔵館刊)。

- ③5 『真宗故実伝来鈔』(前同)。

- ③6 例外的に日下無倫氏「東本願寺草創時代の御堂僧について」(『日本仏教史学』三一、一九四四年刊)、及び籠谷真知子氏「近世初期の御堂衆について」(『近世仏教』二一三、一九六二年刊)が見られる。日下論文は草創期東本願寺御堂衆の人名確定とその所属寺院の比定を行なったものであり、籠谷論文は近世の教学教育機関である学寮の成立とからめた検討であり、それぞれ貴重な仕事であるが、本稿の目的とは直接関係しない。

- ③7 註②片山論文。

- ③8 このほかにも、天文年間の初期には、報恩講の稽古に下間氏が呼ばれていたこと(『私心記』天文二年一月一八日・同三年一月二七日の各条)や、御堂衆の役である報恩講の伽陀発声を下間頼秀が行っている例(『私心記』天文二年一月二五日条)や、同じく御伝鈔の拝読を下間頼玄が行なっている例(『私心記』天文三年一月二五日条)

等、これを裏付ける傍証は多い。

- ③9 その理由の一つとして、天文四年から註③8にあげたような下間氏の御堂衆的活動が見れなくなることがある。これは、天文四年九月に行われた頼玄系下間氏の追放(『私心記』天文四年九月一日・二日条)と、頼慶系下間氏の上座就任がきっかけとなり、下間氏は本願寺の庶務全般にのみ責任を負うこととなり、以前の御堂衆の性格を払拭することになったのではなからうかと考えている。

- ④0 但し、片山氏の指摘した「とおり」において、侍衆とともに盃をうけるというしきたりは、『慶長日記』(『本願寺史料集成』第二巻、一九八〇年、同朋舎刊)等によると近世になっても続いている。

- ④1 『山科御坊事并其時代事』(『真宗史料集成』第二巻所収)第一四条。

- ④2 『今古独語』(『真宗史料集成』第二巻所収)。

- ④3 『蓮如上人仰条々』(『真宗史料集成』第二巻所収)第九三条、『本願寺作法之次第』(『真宗史料集成』第二巻所収)第二七条。

- ④4 草野「戦国期本願寺一家衆の構造」(平松先生古稀記念会編『日本の宗教と文化』一九八九年、同朋舎刊)。

- ④5 以上は天文一五(一五四六)年成立の「全部素読受習次第之日程」(『相伝義書』別巻一、一九八七年、真宗大谷派出版部刊)による。

- ④6 以上は『私心記』(前同)天文二十二年正月二五日条による。

- ④7 『私心記』(前同)の報恩講における伽陀発声の記録等による。

- ④8 草野史料紹介「永正十七年元旦ヨリ儀式」(『仏教史学研究』三〇—一、一九八七年刊)解説参照。

- ④9 このほか、他の三人については、そろって「大坂六人坊主」と称される石山本願寺の寺中の寺院であり、この「大坂六人坊主」もまた直参坊主衆でありながら、特殊な位置をしめていたこと(草野註④0論文)から、この相伝を伝授される坊主が極めて限定されていたことがわかる。

- ⑤0 以上、近世初頭の御堂衆と東本願寺教学については、武田氏註①論文による。

⑤1 『法流故実条々秘録』（前同）二一第七条。

⑤2 草野註⑩論文。

⑤3 金龍氏も「戦国期本願寺教団の裏書考」（年報『中世史研究』第一三号、一九八八年刊）において、同様の見解を述べられている。

⑤4 金龍氏前註論文。

⑤5 『木仏之留・御影様之留』（『本願寺史料集成』第一卷、一九八〇年、同朋舎刊）による。尚、「御影様之留」は寛永一一（一六三四）年からのものしか残っていないが、千葉乗隆氏の解説には、もう少し早い時期から書き始められた可能性が示唆されている。

⑤6 大谷大学図書館蔵「粟津家記録」李函。

⑤7 金龍氏註⑤③論文。青木馨氏「中世末期における三河上宮寺の本末関係」（『近世仏教』四一四、一九八〇年刊）。

⑤8 大谷大学図書館「粟津家記録」蔵函一。内容は冒頭に一家衆寺院三三ヶ寺をあげ、その後大坂以下地域別に直参寺院を掲載している。顕尊が入寺して協門跡となり、筆頭末寺となった興正寺が第一番にあることと、近世に東西に分派した寺院が区別なく記されていることから、このように年代推定した。

⑤9 例えば、大谷大学図書館「粟津家記録」冬函一の『西本願寺末寺帳』は慶長七年、同蔵函一五の『院家着座之次第』は寛永一二年、同蔵函一六の『院家一家寺本之覚』は寛永八年の記録から始まっている。

⑥0 このようなことから、儀式に関する認識の変質が生まれ、あるいは儀式の整理が行われ、さらに儀式の一つ一つが何の為に行われていたのが忘れ始められた。そこで近世中期になると東西本願寺ともに多数の故実書が記され始め、失われた儀式の本来の意味が尋ねられるようになってきたのではなかったかと考えている。とりわけ、一七六五年に東本願寺末願楽寺浄恵が著した『真宗故実伝来鈔』に、「本寺之有来り行事相止事」と題する一四ヶ条が見られることは、それを典型的に示している。また、それと同時に失われた儀式に深く関与していた定衆（常住衆）に関する記憶もかなり早くから忘れられており、近世初頭の成立になる『法流実条々秘録』（『真宗史料集成』第九卷

所収)においてすら、「定衆ト云事、被定置候ハ何レノ御代ヨリ初マリ、又誰人其初ト云事、予若年之比ヨリ度々古人ニ尋候ヘ共、知人無之候キ」と記しているのである。

⑥1 奥野高広氏『織田信長文書の研究』（一九六九年、吉川弘文館刊）二六八号文書。

⑥2 前同、三二九号文書、三三〇号文書。

⑥3 前同、六三四号文書、六三五号文書。

⑥4 前同、九一七号文書。

⑥5 本願寺史料研究所編『本願寺史』第一卷（一九六一年、浄土真宗本願寺派刊）。「法流故実条々秘録」（前同）一一第六〇条。

⑥6 堀大慈氏「本願寺歴代御消息年表」（『史窓』第二九号、一九七一年刊）。

⑥7 草野「本願寺教団における印判奉書の意味」（『仏教史学研究』二五―二六、一九八三年刊）。

註<sup>28</sup>参照。

⑥9 「戦国期の本願寺と天皇」（『大谷大學史學論究』四、一九九一年刊）

⑦0 「国質・所質についての考察」（『戦国法成立試論』所収、一九七九年、東京大学出版会刊）。

⑦1 早島氏註<sup>17</sup>論文。

⑦2 『天文日記』（前同）によると、勤番者の約八〇%が代番者で占められている。

（平成二年十二月十二日受付）